

鳥取県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

(3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

(4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(5) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(6) 介護サービス事業所

通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所

(交付目的)

第3条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善を支援することを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1、2、3、4（以下「別表」という。）の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、事業所・施設ごとに、別表の第3欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とを比較して少ない方の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

ただし、別表2に限り、補助対象経費を本補助金の額とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は様式第1号によるものとする。

- 2 前項の様式第1号による交付申請に当たっては様式第2号、様式第3号を添付するものとする。

- 3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は不要とする。

- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（別表の第4欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請の提出をもって、報告があつたものとみなす。

- 2 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年9月3日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和4年1月11日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年6月7日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

- 2 令和4年4月8日から令和5年2月末日までの間の施設内療養の場合、かつ、小規模施設等（定

員29人以下）にあっては、施設内療養者が同一日に2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が同一日に5名以上いる場合に限り、別表1－4の4基準単価に施設内療養者1人あたり1日1万円を追加する（追加する額は施設内療養者1人あたり15万円を上限とする）。

なお、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行し、令和5年度実施事業から適用する。

別表1

1 対象事業所・施設等（注2）	2 補助対象経費	3 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・介護施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）（福祉用具貸与事業所を除く。）であり、具体的には以下の①から⑤の事業所・施設等とする。	令和4年4月1日以降に生じた以下の経費のうち、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（ただし介護報酬及び他の補助金等の交付を受けているものは除く。） (1)左欄①～③に該当する事業所・施設等の場合 ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別記1のとおり（介護施設等に限る。））。 ②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ③介護サービス事業所・介護施設等の消毒、清掃費用 ④感染性廃棄物の処理費用 ⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） ※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。 (2)左欄④に該当する高齢者施設等の場合 一定の要件に該当する自費検査費用（令和5年5月7日までは別記1－1のとおり、令和5年5月8日以降は別記1－2のとおり（介護施設等に限る。）。 (3)左欄⑤に該当する高齢者施設等の場合 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年3月31日以前に要した経費に限る。）（別記2－1のとおり）	通所介護事業所	通常規模型 大規模型（I） 大規模型（II）	537/事業所 684/事業所 889/事業所
		地域密着型通所介護（療養通所介護事業所を含む）		231/事業所
		認知症対応型通所介護事業所		226/事業所
		通所リハビリテーション事業所	通常規模型 大規模型（I） 大規模型（II）	564/事業所 710/事業所 1,133/事業所
		短期入所生活介護事業所		27/定員
		短期入所療養介護事業所		27/定員
		訪問介護事業所		320/事業所
		訪問入浴介護事業所		339/事業所
		訪問看護事業所		311/事業所
		訪問リハビリテーション事業所		137/事業所
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508/事業所
		夜間対応型訪問介護事業所		204/事業所
		居宅介護支援事業所		148/事業所
		福祉用具貸与事業所		-
		居宅療養管理指導事業所		33/事業所
		小規模多機能型居宅介護事業所		475/事業所
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		638/事業所
		介護老人福祉施設		38/定員
		地域密着型介護老人福祉施設		40/定員
		介護老人保健施設		38/定員
		介護医療院		48/定員
		介護療養型医療施設		43/定員
		認知症対応型共同生活介護事業所		36/定員
		養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員30人以上 定員29人以下	37/定員 35/定員

(注1) 基準単価は費用の生じた年度単位で適用することとし、同一の事業所・施設について、既に本補助金の交付決定を受けている場合（過年度分を含む。）は、基準単価から既交付決定額のうち、同年度に生じた費用に相当する額を除いた額を上限として申請することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、本表で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

(注3) 令和5年5月7日以前については、本表中「感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）」及び「感染者と接触があった者」を「濃厚接触者」と読み替えること。

別表2

1 対象事業所・施設等（注1）	2 補助対象経費
施設内療養を行った高齢者施設等	感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年4月1日以降に要した経費に限る。ただし介護報酬及び他の補助金等の交付を受けているものは除く。）（令和5年5月7日までは別記2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別記2-2のとおり。）

(注1) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

別表3

1 対象事業所・施設等（注2）	2 補助対象経費	3 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所であり、具体的には次の要件を満たす事業所とする。 別表1の第1欄の①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置をとった場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））（注3）	令和4年4月1日以降に生じた以下の経費のうち、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（ただし介護報酬及び他の補助金等の交付を受けているものは除く。） ①通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ②通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。） ※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る。	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所
			大規模型（I）	684/事業所
			大規模型（II）	889/事業所
		地域密着型通所介護（療養通所介護事業所を含む）		
		認知症対応型通所介護事業所		
		通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所
			大規模型（I）	710/事業所
			大規模型（II）	1,133/事業所

(注1) 基準単価は費用の生じた年度単位で適用することとし、同一の事業所・施設について、既に本補助金の交付決定を受けている場合（過年度分を含む。）は、基準単価から既交付決定額のうち、同年度に生じた費用に相当する額を除いた額を上限として申請することができる。

(注2) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

(注3) 「通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供し

た事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

(注4) 令和5年5月7日以前については、本表中「休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置をとった場合」を「感染を未然に防ぐために代替措置をとった場合」と読み替えること。

別表4

1 対象事業所・施設等(注2)	2 補助対象経費	3 基準単価(単位:千円、1事業所または1定員あたり)		
感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・介護施設等 ①別表1の第1欄の①又は③に該当する介護サービス事業所・介護施設等 ②感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所(注3)	<p>令和4年4月1日以降に生じた以下の経費のうち、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用(ただし介護報酬及び他の補助金等の交付を受けているものは除く。)</p> <p>連携により緊急時の人材確保支援を行うための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費 	通所介護事業所	通常規模型 大規模型(Ⅰ) 大規模型(Ⅱ)	268/事業所 342/事業所 445/事業所
		地域密着型通所介護(療養通所介護事業所を含む)		115/事業所
		認知症対応型通所介護事業所		113/事業所
		通所リハビリテーション事業所	通常規模型 大規模型(Ⅰ) 大規模型(Ⅱ)	282/事業所 355/事業所 567/事業所
		短期入所生活介護事業所		13/定員
		短期入所療養介護事業所		13/定員
		訪問介護事業所		160/事業所
		訪問入浴介護事業所		169/事業所
		訪問看護事業所		156/事業所
		訪問リハビリテーション事業所		68/事業所
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254/事業所
		夜間対応型訪問介護事業所		102/事業所
		居宅介護支援事業所		74/事業所
		福祉用具貸与事業所		282/事業所
		居宅療養管理指導事業所		16/事業所
		小規模多機能型居宅介護事業所		237/事業所
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		319/事業所
		介護老人福祉施設		19/定員
		地域密着型介護老人福祉施設		20/定員
		介護老人保健施設		19/定員
		介護医療院		24/定員
		介護療養型医療施設		21/定員
		認知症対応型共同生活介護事業所		18/定員
		養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員30人以上 定員29人以下	19/定員 18/定員

(注1) 基準単価は費用の生じた年度単位で適用することとし、同一の事業所・施設について、既に本補助金の交付決定を受けている場合（過年度分を含む。）は、基準単価から既交付決定額のうち、同年度に生じた費用に相当する額を除いた額を上限として申請することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、本表で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

(注3) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

【別記1－1】

別表1の第2欄に記載する補助対象経費のうち、令和5年5月7日までの「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象事業所・施設等

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、第2条第4号に規定する介護施設等を対象とする。

2 補助の内容及び要件

以下（1）及び（2）の要件に該当する事業所・施設等における自費での検査費用を助成対象とする。

（1）1の補助対象事業所・施設等において、以下のいずれかに該当する者がいること

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者
- ・その他知事が認める入所者又は職員

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

（2）介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当すること。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかつた経緯を記載した理由書を作成し、申請書と併せて鳥取県知事に提出すること。

※ なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は20,000円を限度とする。ただし、別表1の補助単価の範囲内とする。

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別記1－2】

別表1の第2欄に記載する補助対象経費のうち、令和5年5月8日以降の「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象事業所・施設等

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、第2条第4号に規定する介護施設等を対象とする。

2 補助の内容及び要件

以下（1）及び（2）の要件に該当する事業所・施設等における自費での検査費用を助成対象とする。

（1）1の補助対象事業所・施設等において、以下のいずれかに該当する者がいること

- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者
- ・その他知事が認める入所者又は職員

（2）介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当すること。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し、申請書と併せて鳥取県知事に提出すること。

※ なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は13,700円を限度とする。ただし、別表1の補助単価の範囲内とする。

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別記2－1】

別表1又は別表2の第2欄に記載する補助対象経費のうち、令和5年5月7日までの「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象事業所・施設等

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、第2条第5号に規定する高齢者施設等を対象とする。

2 補助の内容及び要件

(1) 補助の内容

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ザーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年4月8日以降の日

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者（※）が同日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者（※）が同日に5人以上いること。

* 別記2－1でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快（＊）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快（＊）後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

(2) 補助の要件

1の対象事業所・施設であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があつた場合など、やむを得ず施設内療養することとなつた高齢者施設等であること。
- ② 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、2（1）の①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※ なお、①及び②については、参考1のチェックリストに記載し、申請書と併せて鳥取県知事に提出すること。

3 据助の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を据助する（一人あたり最大15万円を据助。）。

また、2（1）の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加据助する（一人あたり最大15万円を追加据助。）。

なお、据助額は別表1の基準単価の範囲内（ただし、令和5年4月1日以降に生じた据助額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外とする。）とし、追加据助については、同表（注1）に規定する個別協議を行う場合においても、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本据助は、別表1の第2欄（1）の対象経費とあわせての据助が可能である。

【別記2－2】

別表2の第2欄に記載する補助対象経費のうち、令和5年5月8日以降の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、第2条第5号に規定する高齢者施設等を対象とする。

2 補助の内容及び要件

(1) 補助の内容

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ザーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者※が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者（※）が同一日に5人以上いること。

※ 別記2－2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していないくとも、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快（＊1）から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで（＊2）「施設内療養者」であるものとする。

また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 1 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していないくとも、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

* 1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

* 2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

(2) 補助の要件

1の対象事業所・施設であって、以下の①から⑤の要件全てに該当する場合とする。

- ① 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- ② 施設内療養時の対応の手引きを参考に、2（1）の①～⑥を実施した高齢者施設等であること。
※ なお、①及び②については、参考2のチェックリストに記載し、申請書と併せて鳥取県知事に提出すること。
- ③ 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ・入院の要否の判断や入院調整
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- ⑤ 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。
※ ③から⑤については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえた鳥取県からの調査依頼に基づいて提出されたチェックシートにより要件を満たしている必要がある。申請の際には、申請書と併せて当該チェックシート（参考3）を鳥取県知事に提出すること。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2（1）の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別表1の第2欄（1）の対象経費とあわせての補助が可能である。